

STC Associate 受験 よい勉強法・わるい勉強法

1. 知識が身につかない3つの理由

一番の理由は、**使わない筋肉は落ちる**ということです。輸出管理部門の人ならば、毎日輸出管理の仕事をしているからそう簡単には忘れないでしょう。しかし一般社員は違います。忘れるのが自然なのです。

二番目は、心の中で「**どうせ試験が済んだら忘れてしまうだろう（使わないからな）**」**と思いながら勉強するケースが多い**ことです。言い換えれば、「**うかるため**」以外の積極的な意義を見いだせていない、指導者もそれを示せていない、ということです。

三番目は、**工夫のない根性主義の勉強法**です。その愚かさについては『「分かりやすい説明」の技術』（講談社ブルーバックス）が明快に解説しています。

短期記憶は、聞いたばかりの電話番号を、メモしないでも一時的に覚えていられるような記憶のことをいいます。一方、長期記憶とは、卒業した学校の名前をほぼ永遠に覚えていられるような記憶のことです。

名前通り、短期記憶は記憶保持時間が一時的で短く、長期記憶は記憶保持時間が長く、ほぼ永遠というのが特徴です。

短期記憶が処理される領域は、脳に入ってくる情報を位置的に留め、その情報を吟味し、意味を確定するための「仕分け場」です。本書ではここを「脳内関所」と呼ぶことにします。

脳内関所で処理され意味が確定した記憶は、長期記憶が保存される領域に伝えられ、そこで永久保存されます。

長期記憶が保存される領域には、格納する情報の種類に応じた、いくつもの仕切り棚が設けられているとイメージしてください。たとえば「英文法の知識」「パソコンの使い方」（中略）など、大きなカテゴリー別にたくさんの整理棚があるのです。

それぞれの脳内整理棚は、さらに「意味別」に細かい区画があります。ちょうど郵便物仕分け棚が都道府県分 47 個あり、各都道府県の棚がそれぞれさらに細かい市町村の区画に分けられているのに似ています。

そこで本書では、脳で長期記憶が保存される領域を「脳内整理棚」と呼ぶことにします。

情報が脳内関所で仕分けられた後、脳内整理棚の一区画に格納される瞬間が「分かった！」ということなのです。

逆に、この脳内関所で仕分けできないために脳内整理棚に保存できない情報が「分からない」「解せない」「腑に落ちない」ということなのです。

これが「分かるという過程」を経ない詰め込み勉強の限界です。

それゆえ「問題集 3 回」式のやり方では試験当日まで覚えていられるかあやしいものですし、試験終了後は確実に忘れてしまうわけです。

にもかかわらず「問題集 3 回」を推奨する人が多いのはなぜか？ この人たちは毎日輸出管理ばかりやっているから、勉強法がまずくても忘れません。それを自分の実力と勘違いして「君らもガッツで乗り越えろ」とおっしゃっているだけの話なのです。

2. 逆張りでいこう

つまり前節で述べた反対を意識すればよいということです。

まずは「使い道なんかないだろう」という思い込みを退治することから。その知識は「今のあなた」には必要ないかもしれない。しかしたとえば部長になったときもそうだろうか？ ほら「分かっていない部長」と「分かっている部長」の違いって、下からでも透けて見えることがあるじゃありませんか。

自分の器を大きくするチャンスだと発想を変えれば、気分もだいぶん違ってきます。

「知っててよかった」という場面も見つかる可能性が高い。そう思って目配りしながら勉強する人になりたいものです。

実は受験生だって、いいおとなが勉強する以上は意義を感じながらやりたいのです。学生時代に詰め込み勉強をしたことに、苦い思い出のある人ならなおさらです。「ここがよく出るから」とやらされてやるのではなく、自分の実力のために勉強しているのだと、納得したいはずです。教える側もそれを感じなくてははいけないと思います。

次、根性主義の逆張りとは、要するに理詰めで頭に入れるということです。「整理棚」を意識して勉強することです。端的に言えば「頭は使え。メモリは使うな」です。

たとえば文書を、ビットマップ方式で画像として覚えようとしたら大量のメモリを使います。これがもしストーリーがあって、それを追って覚えるのであれば、メモリ消費量は小さくて済みます。頭はストーリーを見つけ理解するのに使うものなのです。

将棋の羽生善治も「盤面にアトランダムに並べた駒配置は覚えられないが、実戦の局面ならば一目で頭に入る」旨を述べています。羽生名人もこの点では我々凡才と同じだったのです。

総論としてはご理解いただけるものと思います。だが実際のところ、どう教えるのだ？ 「見るまでは信じないぞ」とおっしゃる方もあると思います。

では断片だけですがお見せしましょう。

3. 国際輸出管理レジーム授業から

まずわるい方の例として「ありがち」な授業パターンを。

「輸出規制の枠組み」は、毎回、4～5問程度、出題されている。わが国の輸出管理法制度は、大きく①防衛装備移転三原則、②国際条約、③国際輸出管理レジーム（国際的な会合）からなっており、特に国際輸出管理レジームで決められる規制貨物や規制技術の影響を強く受けている。多くの企業は、国際輸出管理レジームの今後の動向に注目している。

試験では、多くの企業が関連しているレジームの一つであるワッセナー・アレンジメントに関する問題が一番多く、次いで、レジーム全般に関する問題が多い。

各レジームの趣旨・分野・内容・主要参加国などを一覧表にまとめたので、しっかり覚えなさい。

「多くの企業が国際レジームに注目している」と言われただけで勇気凛凛「頑張って勉強するぞ」という人は少数派だと思います。

どちらかといえば「それで重要ってことになってるんだ、ふーん（うちもそうなのかな？ 実感ないけど） まあ“出る”とおっしゃるなら」という人の方が多いのではないのでしょうか？

もう少し実感のある言い方ができないものでしょうかね。たとえば本講座なら

師匠 4レジームそれぞれ規制品リストがある。敢えて四捨五入していうと、それを翻訳したのが我が国の輸出令別1、外為令別表。つまりあっちがタネ本でこっちはそのコピーみたいなもんだな。

弟子 しかし我々は日本国の法令を守るんですから、何も国際協定のことなど知らなくてもいいような気がしますね。なぜこんなに頻繁に出題するのでしょうか？

師匠 いい質問だ。我々が国際レジームに関心を持つのには幾つか意義がある。

① まず政策の背景・基礎を知っておくというのは一般論としていいことだよな。

② さっき日本の規制リストはあちらのコピーといったが、実は主要国どこも似たりよったりなんだ。それが分かっておれば、日本からはやめてドイツの子会社から輸出させればいだろうなんて妄想はしなくなるだろうし、駐在で赴任する同僚にも「あっちでもしっかりやれ」といえるだろう。

③ こんなこともあった。イギリスから輸入した製品を再輸出するときは日本の法令に照らしての該非判定が必要だよな。でもあちらの製品で判定情報がない。そこでどうしたと思う？ ワッセナー規制リストのサワリの箇所を先方に送り答えを貰ったんだ。

④ それからもし君が輸出管理についてはずーっと「使われる立場」「小突きまわされる立場」でいるのなら話は別だが、ある程度頑張っていこうということであれば最低限の知識はどうしても必要になる。例えば国際レジームの規制リストが更新されれば近々我が国も追随することが分かるし、場合によっては君も意見を言わされたりするだろうからな。

以上が真面目な話だが、それにしても出題頻度が高い。それにはもう一つ事情がある。

⑤ 当局もCISTECも勉強会では「我が国の輸出管理は国際協調のもとに」というところから話を始めるだろ？ そのせいで「これぐらいイロハのイだろ」という思い込みがあるようだ。だからすぐ出題するんだと思うよ。

弟子 まあ先方が出すという以上は、我々も迎え撃たなきゃいけないってことですね。

勇気凛凛とはいかずとも「仕事と接点もあるし、社員の教養として重要なのは分かった」という気分にはなるのではないのでしょうか？

4. 包括許可の失効要件の授業から

まず「ありがち」な授業パターン。

特別一般包括許可の失効要件は頻出分野なので下表でしっかり理解しよう。

用途		核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地		
用いられる場合	輸出令別表第3地域	失効	報告
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第3地域	失効(インフォームの場合のみ)	
	上記以外	失効	
用いられる疑いがある場合	輸出令別表第3地域	届出	報告
	上記以外		届出

まず普通の人には「用いられる」、「おそれ」、「疑い」の違いで頭が混乱する筈です。

それに「その他の軍事用途」については、なぜ「おそれ」が想定されていないのだ？

そこで「ありがち」な授業では、「＜包括許可取扱要領＞にこう書いてあるからね」と解説が続きますが、理屈抜きで「こう書いてあるから」と言われて「しっかり理解」できる人は少ないでしょう。結局、受験生は「余計なことは考えずに覚える」ことになります。「覚えなきゃならない升目が多い」とぼやきながら、体力と根性で頑張るわけです。

こんなことで「使える合格者」が養成されるのでしょうか？

では本講座なら？ ボリュームが多すぎるので今ここでは一部のみの解説をお目にかけますが、「ストーリーから理解して覚える」という方向性は見えて取れるかと思います。

師匠 「用いられる」、「おそれ」、「疑い」については次の3段階で考えてみる。

- ① モロに懸念用途に使うと客先が認めている（＝「用いられる」）
- ② 客先は懸念用途と認めていないが本省が「それは問題だ」と定めた基準に当たる（それを本省は「おそれ」と呼ぶ。いいか「おそれ」とは役所用語なんだ）
- ③ 上記いずれにも当たらぬが、輸出者の頭の中で心配（「疑い」）が残る

弟子 当然、懸念度（問題性）は ①>②>③。だから扱いに傾斜がつくんですね。

でもなぜ「その他軍事用途」については「おそれ」の枠がないのかしら？

師匠 「通常兵器」（＝「その他軍事用途」）のキャッチオール規制では、「需要者要件」による規制発動がないだろ？ だから枠が設定されていないんだ。

弟子 でも「通常兵器」キャッチオールには「インフォーム」による規制発動はありますよ。それなのになぜこの表には反映されていないんですか？

師匠 いい質問だ。絶対（！）に出題されないから、すぐ忘れてかまわんが、実はな、通常兵器の「インフォーム」があった場合には、この表の外側で定めがあって、当該案件では包括許可失効となっておる。君の常識的推測は正しいんだ。でも今は、推測の正しさに満足するにとどめ、この（通常兵器のインフォームという）問題は忘れる。

まだ言い足したいことはあるのですが、続きは講座の本篇で、ということで御容赦下さい。